

# 診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会 の設置について

## 1 目的

「平成 24 年度診療報酬改定における中医協答申（平成 24 年 2 月 10 日）附帯意見」において「病院機能に合わせた効率的な入院医療を図るため、一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。」「慢性期入院医療の適切な評価の見直しについて引き続き検討を行うこと。」等とされていることに基づき、入院医療等の診療報酬上の評価の検討にあたっての技術的課題に関し、専門的な調査及び検討を行う。

## 2 検討事項

- (1) 病院機能に合わせた効率的な入院医療の推進
- (2) 医療提供体制が十分ではなく医療機関の機能分化を進めることが困難な地域に配慮した評価の検討
- (3) 入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化に向けた検討
- (4) 診療報酬点数表における簡素化の検討
- (5) 医療機関における褥瘡の発生等の状況の検討 等

## 3 委員構成

別添のとおりとする。

## 4 運営

- (1) 会議は公開とする。
- (2) 庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

診療報酬調査専門組織・入院医療費等の調査・評価分科会

委員名簿

| 氏名     | 所属                                   |
|--------|--------------------------------------|
| 安藤 文英  | 日本病院会 常任理事<br>医療法人西福岡病院 理事長          |
| 池田 俊也  | 国際医療福祉大学 薬学部 薬学科 教授                  |
| 石川 広己  | 日本医師会 常任理事<br>社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 理事長 |
| 香月 進   | 福岡県 保健医療介護部 医監                       |
| 神野 正博  | 全日本病院協会 副会長<br>社会医療法人財団董仙会 理事長       |
| 高智 英太郎 | 健康保険組合連合会 理事                         |
| 佐柳 進   | 独立行政法人国立病院機構閉門医療センター病院長              |
| 嶋森 好子  | 社団法人東京都看護協会 会長                       |
| 武久 洋三  | 日本慢性期医療協会 会長<br>医療法人平成博愛会 理事長        |
| 筒井 孝子  | 国立保健医療科学院 統括研究官                      |
| 藤森 研司  | 北海道大学病院地域医療指導医支援センター長                |
| 武藤 正樹  | 国際医療福祉総合研究所 所長                       |

## 診療報酬調査専門組織運営要綱

### (所掌事務)

第1条 診療報酬調査専門組織は、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、次の各号に掲げる事項等について、専門的な調査及び検討を行う。

- 1 DPC導入の評価及び影響の検証等
- 2 入院医療等の評価
- 3 医療機関のコスト
- 4 医療技術の評価
- 5 医療機関等の消費税負担
- 6 その他の技術的課題

### (組織)

第2条 診療報酬調査専門組織は、常時、診療報酬調査専門組織に参加し診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し意見を述べる委員（以下「本委員」という。）

100名以内及び本委員に対し、必要に応じ個々の技術的課題について参考となる意見を述べる委員（以下「専門委員」という。）90名以内により構成する。

2 本委員及び専門委員にはそれぞれ保険医療専門審査員をもって充てる。

### (分科会の設置等)

第3条 診療報酬調査専門組織には、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、専門的な調査又は検討を行うため、第1条に定める事項について分科会を設置する。

- 2 分科会長は、その分科会を構成する本委員の中から互選により選出する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を総理し、分科会を代表する。
- 4 分科会長に事故があるときは、その分科会を構成する委員のうち分科会長が指名する委員がその職務を代行する。

### (定足数)

第4条 分科会は、本委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、意見の確認を行うことができない。ただし、第6条に規定する意見書の提出があった委員は出席したものとみなす。

### (専門委員の会議への参加)

第5条 専門委員は診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、分科会長又は本委員が必要と認めた場合に限り、会議に参加し、意見を述べることができる。

### (欠席委員の意見提出)

第6条 本委員又は専門委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、当該議題について予め意見書を提出することができる。

### (開催)

第7条 分科会は、必要に応じて開催するものとする。

### (審議の公開)

第8条 分科会の審議は公開とする。ただし、分科会長が必要と認めるときは、審議を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 診療報酬調査専門組織の庶務は保険局医療課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、分科会の議事運営に必要な事項は分科会長が各分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の追加及び委員の増員の一部施行)

この要綱は平成18年7月1日から施行する。

附 則 (組織の改編)

この要綱は平成23年10月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の追加)

この要綱は平成24年6月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の追加及び委員の増員の一部施行)

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

答申書(H24.2.10)附帯意見にかかる検討、検証の実施部会・分科会

| 答申書附帯意見 |  | 対応部会・分科会                           |                 |
|---------|--|------------------------------------|-----------------|
| 1       | 初再診料及び入院基本料等の基本診療料については、コスト調査分科会報告書等も踏まえ、その在り方について検討を行うこと。なお、歯科は単科で多くは小規模であること等を踏まえ、基本診療料の在り方について別途検討を行うこと。その上で、財政影響も含め、平成24年度診療報酬改定における見直しの影響を調査・検証し、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。また、医療経済実態調査のさらなる充実・改良等により、医療機関等の協力を得つつ経営データをより広く収集し、診療報酬の体系的見直しを進めること。                      | ・基本問題小委員会                          |                 |
| 2       | 救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価について影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。  | ・検証部会                              |                 |
| 3       | 病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置(時間外対応加算を含む。)については、その効果を調査・検証するとともに、いわゆるドクターフィーの導入の是非も含め、引き続き、医師や看護師等の勤務の負担軽減に関する検討を行うこと。   | ・検証部会                              |                 |
| 4       | 次に掲げるチーム医療に関する評価について、調査・検証を行うこと。   | 薬剤師の病棟業務(療養病棟又は精神病棟における業務を含む。)     | ・検証部会           |
|         |  | 歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理               | ・検証部会           |
|         |  | 糖尿病透析予防指導による生活習慣病対策の推進・普及の実態       | ・検証部会           |
|         |  | 栄養障害を生じている患者への栄養状態改善に向けた取組         | ・検証部会           |
| 5       | 在宅医療を担う医療機関の機能分化と連携等による在宅医療のさらなる充実や後方病床機能の評価について検討を行うこと。   | ・検証部会                              |                 |
| 6       | 効率的かつ質の高い訪問看護のさらなる推進について検討を行うこと。   | ・検証部会                              |                 |
| 7       | 維持期のリハビリテーションについては、介護サービスにおけるリハビリテーションの充実状況等を踏まえ、介護保険サービスとの重複が指摘される疾患別リハビリテーションに関する方針について確認を行うこと。また、廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションの実施状況について調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。   | ・検証部会                              |                 |
| 8       | 病院機能に合わせた効率的な入院医療を図るため、一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。<br>特に、一般病棟入院基本料(13対1、15対1)算定病棟における特定除外制度の見直しについても、平均在院日数の変化等の影響を調査・検証をすること。<br>さらに、一般病棟(7対1、10対1を含む)、療養病棟、障害者病棟等における長期入院の詳細かつ横断的な実態の調査も含め、慢性期入院医療の適切な評価の見直しについて引き続き検討を行うこと。 | ・入院医療等の調査・評価分科会                    |                 |
| 9       | 以下の経過措置については、現場の実態を踏まえた検討を行い、必要な措置を講ずること。  | 一般病棟における7対1入院基本料の算定要件の見直しに係る経過措置   | ・入院医療等の調査・評価分科会 |
|         |  | 特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合に対する経過措置 | ・入院医療等の調査・評価分科会 |

| 答申書附帯意見 |   | 対応部会・分科会   |  |
|---------|---|--|--|
| 10      | DPC制度については、医療機関群の設定、機能評価係数Ⅱの見直し等の影響を踏まえながら、今後3回の改定を目途に継続する段階的な調整係数の置換えを引き続き計画的に実施すること。その際、臨床研修制度を含めた他制度への影響についても十分に調査・検証するとともに、見直し等が必要な場合には速やかに適切な措置を講じること。また、DPC対象の病院と対象外の病院のデータの比較・評価を行うこと。 | ・DPC評価分科会  |  |
| 11      | 医療提供体制が十分ではなく医療機関の機能分化を進めることが困難な地域に配慮した評価の見直しについて影響を調査・検証するとともに、診療所を含む当該地域全体の医療の状況の把握なども踏まえ、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。   | ・入院医療等の調査・評価分科会  |  |
| 12      | 平均在院日数の減少や長期入院の是正など、入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化について引き続き検討を行うこと。   | ・入院医療等の調査・評価分科会  |  |
| 13      | 診療報酬における包括化やIT化の進展等の状況変化を踏まえて、診療報酬の請求方法や、指導・監査等適切な事後チェックに資するための検討を引き続き行うこと。   | ・基本問題小委員会<br>・入院医療等の調査・評価分科会                                   |  |
| 14      | 診療報酬項目の実施件数の評価等を踏まえた診療報酬体系のさらなる簡素・合理化(今回改定の医療現場への影響を含む。)、明細書の無料発行のさらなる促進(400床未満の病院や公費負担医療に係る明細書の無料発行を含む。)、医療安全対策や患者サポート体制の評価の効果について検討を行うこと。   | ・基本問題小委員会<br>・検証部会   |  |
| 15      | 長期収載品の薬価のあり方について検討を行い、後発医薬品のさらなる普及に向けた措置を引き続き講じること。   | ・社会保障審議会(医療保険部会)<br>・薬価専門部会                                    |  |
| 16      | 手術や処置、内科的な診断や検査を含めた医療技術について、医療上の有用性や効率性などを踏まえ患者に提供される医療の質の観点から、物と技術の評価のあり方を含め、診療報酬上の相対的な評価も可能となるような方策について検討を行うこと。   | ・医療技術評価分科会<br>・費用対効果評価専門部会                                     |  |
| 17      | 革新的な新規医療材料やその材料を用いる新規技術、革新的な医薬品等の保険適用の評価に際し、算定ルールや審議のあり方も含め、費用対効果の観点を可能な範囲で導入することについて検討を行うこと。   | ・費用対効果評価専門部会<br>・材料専門部会<br>・薬科専門部会<br>・先進医療専門家会議<br>・医療技術評価分科会 |  |
| 18      | 上記に掲げるもののほか、今回改定の実施後においては、特に以下の項目について調査・検証を行うこととする。   | 在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況  | ・検証部会                                      |
|         |   | 在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況                                   | ・検証部会                                      |
|         |   | 慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況                          | ・検証部会                                      |
|         |   | 一般名処方の普及状況・加算の算定状況や後発医薬品の処方・調剤の状況                              | ・検証部会                                      |
|         |   | 診療報酬における消費税の取扱い  | ・社会保障審議会(医療保険部会)<br>・医療機関等における消費税負担に関する分科会 |
|         | 医療機関における褥瘡の発生等の状況   | ・入院医療等の調査・評価分科会  |  |